

千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業支援サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けた取組や、農業支援サービス事業体がサービスを提供するために必要な農業用機械の導入等を支援するため、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領(令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。)に基づいて行われる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及び本要綱に基づき、事業実施主体に対し補助金を交付する。

(補助金の対象)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業及び事業実施主体は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業実施主体(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(経費及び補助率)

第3条 前条第1項に規定する事業を実施するため必要な経費のうち補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書(様式第1号)及びその他知事が必要と定めるものを知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除

税額補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更(別表に規定する重要な変更に限る。)をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 三 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を知事に提出し、事業の内容が明確となつているときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。
この場合においては交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
また、交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、交付決定前着手届(様式第4号)を千葉県知事に提出するものとする。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認の手続)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の12月31日現在で作成した遂行状況報告書(様式第6号)を、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第10条の規定により概算払請求書を提出した場合又は第8条の規定により実績報告書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、事業の実施期間内において、会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに作成した年度終了実績報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による対象となる事業は別表の区分の事業とし、第2項の規定による概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械・器具及びソフトウェアとする。

2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、事業を行うにあたって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第4条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

一 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

二 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第12条 事業実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳(様式第11号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的

記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の提出)

第13条 規則又は本要綱の規定により知事に提出する書類は2部とし、所管の農業事務所を経由するものとする。また、事業実施地区の範囲が、2以上の農業事務所の所管区域にわたる場合にあっては、原則として主たる農業事務所を経由するものとする。なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、直接知事に提出できるものとする。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(契約等)

第15条 事業実施主体は、事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(様式第12号)の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(財産の管理)

第16条 事業実施主体は、補助対象経費(事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業遅延の届出)

第17条 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届出書(様式第13号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

附 則

本要綱は、令和7年3月14日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条、第3条、第5条、第10条関係)

区分	補助対象	経 費	補助率	重要な変更
(1) 農業支援サービス事業育成支援	(1) 国実施要領別記3－1第4に定める事業実施主体	(1) 事業費 国実施要領別記3－1別表3に掲げる経費	(1) 10/10 以内 (1 事業実施主体当たりの交付額は1,500万円を上限とする。)	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止
(2) スマート農業機械等の導入支援	(2) 国実施要領別記3－2第4に定める事業実施主体	(2) 事業費 国実施要領別記3－2別表3に掲げる経費	(2) 1/2以内 (1 事業実施主体当たりの交付額は1,500万円を上限額とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円とする。)	3 事業費の3割を超える増又は県補助金等の増 4 事業費又は県補助金等の3割を超える減

様式第 1 号（第 4 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	
合 計					

- (注) 1 区分の欄は、要綱別表の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

2 事業の完了予定年月日 ○年○○月○○日

- (注) 1 国実施要領に定める事業実施計画を添付すること。
- 2 添付書類として、様式第2号（第2条関係）「暴力団排除に関する誓約書」と様式第3号（第2条関係）「役員等名簿」も提出すること。

様式第2号（第2条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請の場合については、申請者が原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

様式第3号（第2条関係）

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）



役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

様式第4号（第5条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
交付決定前着手届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

このことについて、下記2点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費(円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手の理由

様式第5号（第6条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 経費の配分及び負担区分

（変更前）

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	
合 計					

(変更後)

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄は、要綱別表の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

3 事業の完了予定年月日 〇年〇〇月〇〇日（廃止の場合は空欄とすること）

(注) 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

様式第6号（第7条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年１２月３１日 までに完了したもの		○年１月１日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 7 号（第 8 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、その実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日

○年○月○日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

(注) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更（中止・廃止）承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる）。

様式第 8 号（第 8 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった補助金について、千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

（○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額） 金 円

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。

（4）補助事業者が消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号。以下同じ。）第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印があるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第9号（第9条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
交付請求書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって額の確定通知のあった補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備 考
	円	円	円	

様式第 10 号（第 10 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	県補助 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 ○月○日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残高 (A)－((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	○月○日 現在の 出来高	金額	○月 ○日 までの 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、要綱第 7 条第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

財 産 管 理 台 帳

実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策 事業費補助金										
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業 主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又　　は 設置場所	事業量	着　工 年月日	竣　工 年月日	総 事業費	負　担　区　分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承　認 年月日	処分の 内　容		
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
										－	－							
	計									－	－							
										－	－							
										－	－							
										－	－							
	計									－	－							
	合　計									－	－							

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔実施主体〕 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

当社は、貴◇◇発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

様式第 13 号（第 17 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
遅延届出書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地

団体名

代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、
千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき以下のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）

2. 補助事業の内容及び進捗状況

3. 遅延理由

4. 遅延に対して講じた措置

5. その他

様式第 1 4 号（第 8 条関係）

○年度千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金
年度終了実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	県 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。